

野辺地町告示第136号

野辺地町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和8年10月6日

野辺地町長 野村 秀雄

野辺地町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、職員への不当な圧力の排除及び犯罪の防止を目的として設置する通話録音装置及び通話録音データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 町長は、通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、防災管財課長をもって充てる。

- 2 管理責任者を補佐するために、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとし、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(設置等の公表)

第4条 町長は、町のホームページへの掲載その他の方法により、通話録音装置を設置した旨及びその利用目的について公表する。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、野辺地町個人情報の保護に関する条例

(令和5年野辺地町条例第1号)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音データの適正管理)

第6条 通話録音データの保存期間は、通話録音データが通話録音装置によって自動更新されるまでの期間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 通話録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、加工してはならない。

3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置目的を達成するため特に必要と町長が認めた場合は、この限りでない。

4 町長は、通話録音データを閲覧させ、複製し、又は提供したときは、通話録音データの閲覧等記録簿(別記様式)を作成しなければならない。

5 町長は、第3項ただし書の規定により通話録音データを複製したとき、当該複製した通話録音データを施錠できる収納庫等に保管しなければならない。

6 町長は、前項の規定により保管する複製した通話録音データについては、その目的が達成された場合その他保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 通話録音データは、第1条に定める通話録音装置を設置する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(苦情の処理)

第8条 町長は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第 6 条関係）

通話録音データの閲覧等記録簿

1 区 分	閲覧 ・ 複製 ・ 提供
2 閲覧・複製・提供日	年 月 日
3 閲覧・複製・提供理由	
4 利用する情報の範囲	対象データの日時 年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
5 閲覧者名	
6 提供先名称	名 称 : 住 所 : 氏 名 : 連絡先 :
7 備 考	